

第 12 次 労働災害防止横浜南推進計画

誰もが安心して健康に働くことが
できる社会を実現するために



平成 26 年 4 月 1 日
横浜南労働基準監督署

はじめに	1
1 第12次防のねらい	1
(1) 目指す姿	1
(2) 期間	1
(3) 目標	1
(4) 評価と見直し	1
2 横浜南署管内の労働災害発生状況等	1
(1) 横浜南署管内における近年の労働災害発生状況	1
(2) 第11次防期間中の取組状況	4
(3) 県内の就業構造の変化と労働災害	9
3 重点施策	9
4 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	10
(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策	10
(2) 重篤災害が多発している業種対策	10
(3) 健康確保・職業性疾病対策	10
(4) 業種を問わず、広く周知・広報・指導等の取組が必要な対策	10
5 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の強化	10
(1) 課題	10
(2) 具体的対策	11
6 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	11
(1) 課題	11
(2) 具体的対策	11
7 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化	12
(1) 課題	12
(2) 具体的対策	12
別紙	13
労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	13
1 重点対策における目標設定について	13
2 重点対策ごとの課題と具体的取組	14
(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策	14
(2) 重篤災害多発業種対策	18
(3) 健康確保・職業性疾病対策	22
(4) 業種横断的取組	27

はじめに

この第12次労働災害防止横浜南推進計画（以下「第12次防」という。）は、厚生労働大臣が定めた第12次労働災害防止計画及び神奈川県労働局が定めた第12次労働災害防止推進計画を踏まえ、計画期間中の具体的目標、横浜南労働基準監督署（以下「横浜南署」という。）が取り組むべき課題及び基本的対策を示すものである。

1 第12次防のねらい

（1）目指す姿

- 「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識」をすべての県民及び県内企業が共有し、「誰もが安心して健康に働くことができる労働環境」を実現する。
- そのために、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など、すべての関係者が連携・協働して取組を推進する。

（2）期間

- 平成25年度から平成29年度の5か年

（3）目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させる。
- 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる。

（4）評価と見直し

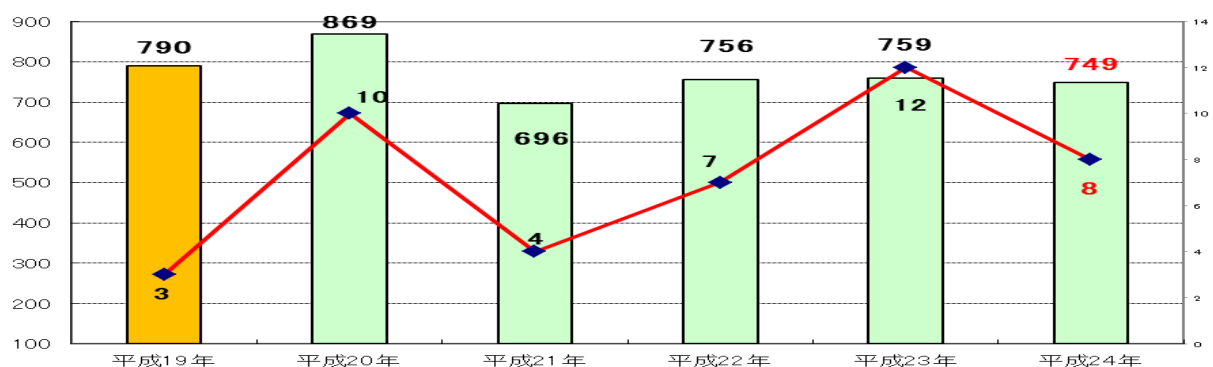
第12次防に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、実施状況の確認、評価を行い、実施状況の評価に応じて毎年度計画の見直しを検討する。

2 横浜南署管内の労働災害発生状況等

第11次労働災害防止横浜南推進計画（以下「第11次防」という。）の取組状況や横浜南署管内の就業構造の変化と労働災害発生状況等は以下のとおりである。

（1）横浜南署管内における近年の労働災害発生状況

平成19年（第11次防基準年）及び第11次防期間中の横浜南署管内における労働災害発生状況（災害統計上、平成20年から平成24年の統計を用いる。以下同じ。）については、下図（【図1】）に示したとおりであるが、その概要は以下のとおりである。



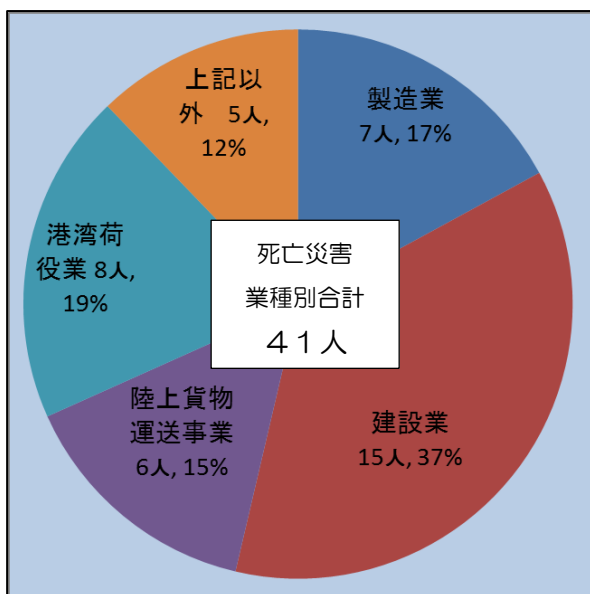
【図1】第11次期間中死亡災害・休業災害の推移（資料出所：労働者死傷病報告、以下図6まで同じ）

ア 死亡災害の状況

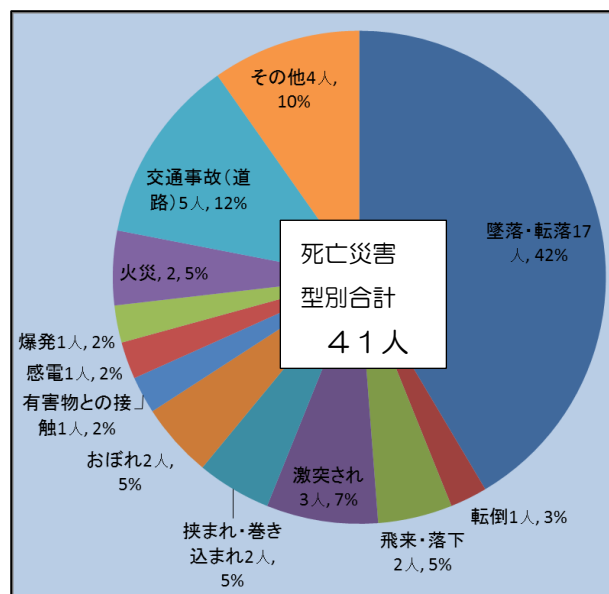
死亡災害の発生状況は、平成19年以降増加傾向にあり第11次防期間中の5年間に2度も10名を超える尊い命が失われた。また平成24年も8人となり第11次防の目標値である「3人を超えない」を達成できなかった。

業種別に見てみると【図2】のとおり、5か年合計で「建設業」が15人と全体の1/3強を占め、次いで「港湾荷役業」の8人（19%）、製造業7人（17%）の順であった。

事故の型別に見てみると【図3】のとおり5か年合計で「墜落・転落」が17人と最も多く全体の4割強であり、次いで「交通事故」の5人（12%）「激突され」の3人（7%）の順であった。



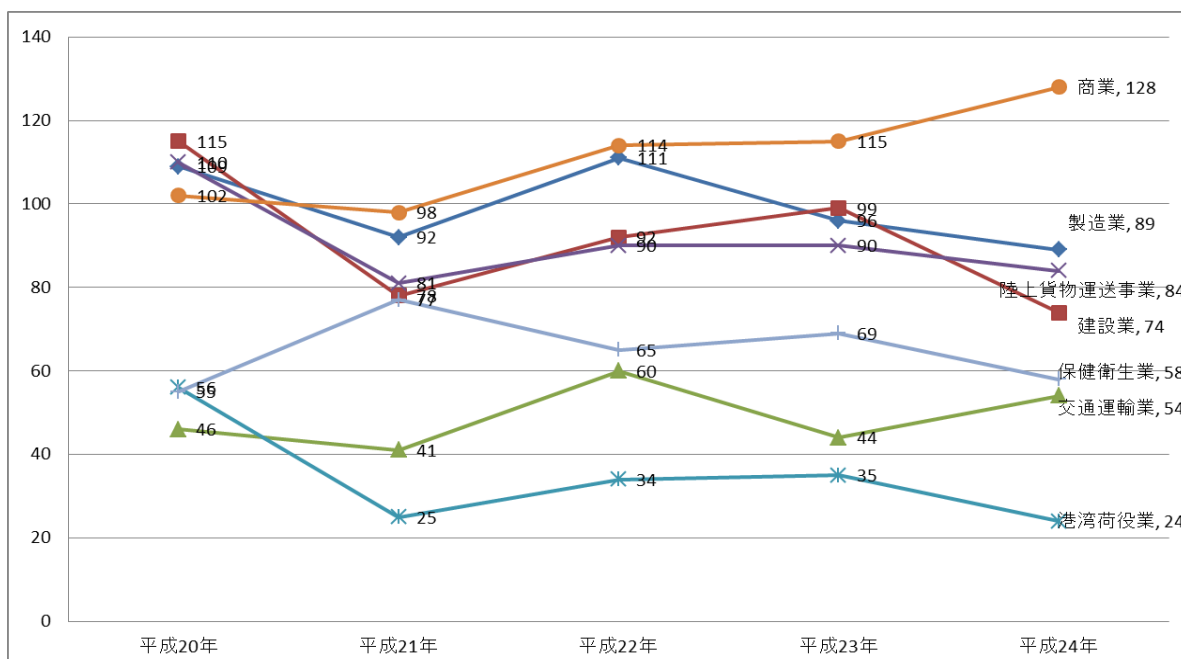
【図2】第11次防期間中の死亡災害の業種別内訳



【図3】第11次防期間中の死亡災害の事故の型別内訳

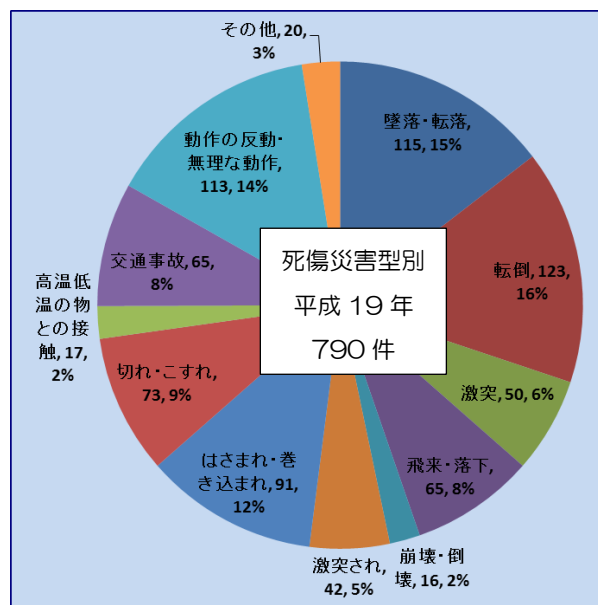
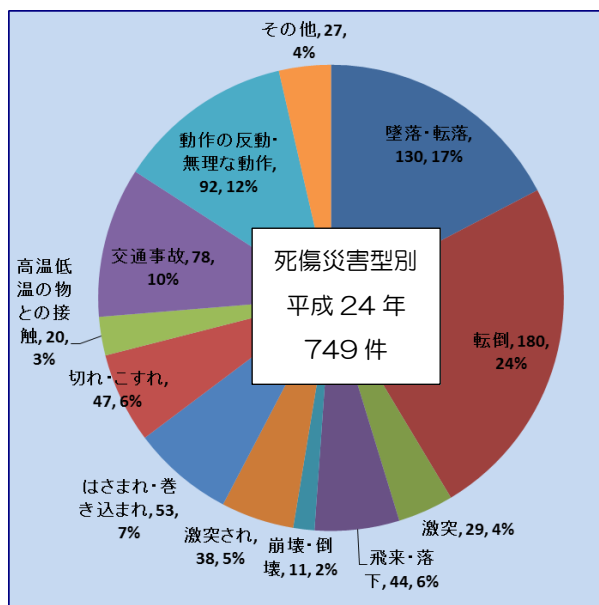
イ 休業4日以上（以下「休業災害」という。）の状況

休業災害についても、平成24年における死傷者数は749人と第11次防の目標値である「690人以下」を達成できなかった。



【図4】第11次防期間中の休業災害の推移（主要業種）

業種別に平成19年～24年間の推移をみると【図4】のとおり、第11次防比較年である平成19年に対して横ばい、若しくは増加傾向にある業種としては、「商業」、「保健衛生業（社会福祉施設）」、「交通運輸業」が挙げられ、それに対して、「製造業」、「建設業」、「陸上貨物運送事業」「港湾荷役業」に関しては減少傾向にあるといえる。ただし、「製造業」のうち、「食料品製造業」に関しては、毎年製造業全体のうち約30～40%を占めており、発生件数も30件前後の横ばい状態にある。



【図5】平成24年における休業災害の事故の型別内訳

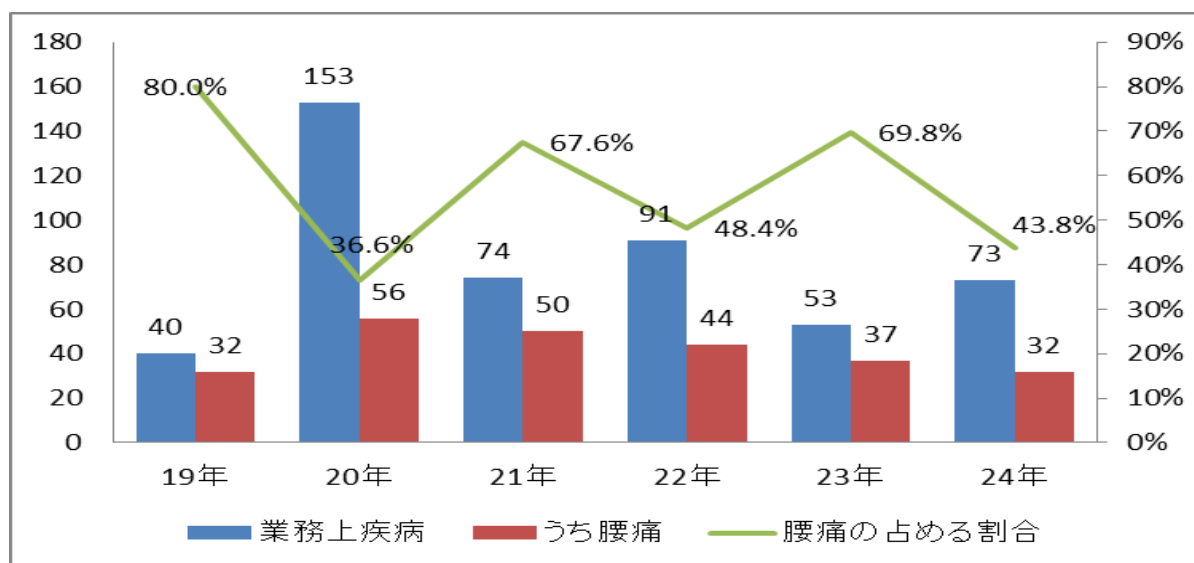
【図6】平成19年における休業災害の事故の型別内訳

事故の型別の状況を平成24年の災害に関して見てみると【図5】のとおり「転倒」によるものが180件と最も多く全体の24%を占め、次いで、墜落・転落の130件（17%）「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の92件（12%）であった。なお、平成19年の状況と比較すると、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」の全体に占める割合が減少した反面、「転倒」の全体に占める割合が増加傾向にある。

ウ 職業性疾病等の発生状況

(ア) 業務上疾病の発生状況

平成24年における業務上疾病等の死傷者数は77件と第11次防の目標値である「65件以下」を達成できなかった。



【図7】業務上疾病発生状況の推移（資料出所：労働者死傷病報告）（休業4日以上 の件数）

第11次防期間中における休業4日以上の上業務上疾病者数の推移は、図7のとおり第11次防比較年である平成19年に対していずれの年も上回っており、最も業務上疾病者数の多かった平成20年は平成19年に対して約4倍の増加率となった。

また、腰痛の内訳をみると平成20年が56件と最も多く、その後は減少傾向に転じたものの、結果として第11次防の数値目標対象年である平成24年は第11次防比較年である平成19年と同数であり15%減少の目標は達成出来なかった。

(イ) 化学物質による疾病発生状況

第11次防期間中における化学物質による休業4日以上の上疾病発生状況は、平成20年4件、平成21年2件、平成22年0件、平成23年0件、平成24年3件と、僅かではあるが発生している。

(ウ) 熱中症発生状況

熱中症による休業4日以上の上労働災害は、平成20年から平成24年までに5件発生し、このうち建設業によるものが3件と最も多く全体の60%を占め、その他陸上貨物取扱業、社会福祉施設のそれぞれ1件であったが、死亡災害は発生していない。

【表1】 熱中症発生状況 (資料出所：労働者死傷病報告)

	平成 15～19年	平成 20年	21年	22年	23年	24年	20～24年
件数	2 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (0)
猛暑日	15	10	0	11	4	2	27

休業4日以上の上死傷者数 ()内は死亡者数

猛暑日(最高気温が35度以上)の日数は7～9月の県央地区測定点(海老名市内)における日数

(エ) 腰痛発生状況

第11次防期間中における腰痛による休業4日以上の上総件数は219件と、年間40件程度の発生となっており、職業性疾病発生件数の51.9%を占めているが、業種別では「社会福祉施設」が60件と最も多く腰痛全体の27.4%を占め、次いで「小売業」の35件(16.0%)、「陸上貨物運送事業」の26件(11.9%)の順であった。

なお、労働災害が長期的には減少傾向にある中、腰痛発生件数は横ばいにあり、業種別特徴として社会福祉施設や小売業等の第3次産業において多発する傾向にある。

(オ) じん肺健康診断の有所見率の状況

第11次防期間中における、じん肺健康診断結果による有所見率は0.19%であるが、同期間中における新規有所見者数は発生していない。

(2) 第11次防期間中の取組状況

平成20年度から24年度の5か年で実施した第11次防においては、①自主的な安全衛生活動の促進(リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの実施・導入の促進、②特定災害対策(機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策、転倒災害防止対策)、③労働災害多発業種対策(製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、港湾貨物運送事業対策、第三次産業対策)、④職業性疾病等の予防対策、⑤石綿障害予防対策、⑥化学物質対策、⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を主な柱として各種対策に取り組んできた。

また、具体的な計画の目標としては、下記のとおり目標を掲げた。

(一) 死亡災害 平成19年と比して20%以上減少させること。

平成24年において、死亡災害の件数を3件以内に抑えること。

(二) 休業4日以上の上労働災害 平成19年と比して15%以上減少させること。

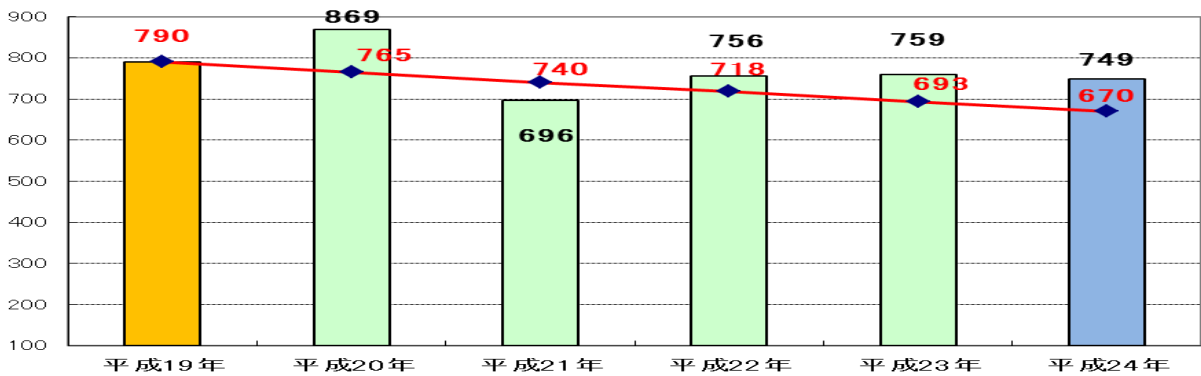
平成 24 年において、全産業における休業災害の発生件数を年間 670 件以内に抑える。

(三) 各業種の目標は下記数値以内に減少させること。

- ① 製造業 年間 95 件以内
- ② 建設業 年間 109 件以内
- ③ 交通運輸業 年間 35 件以内
- ④ 陸上貨物
取扱運送業 年間 94 件以内
- ⑤ 港湾運送業 年間 39 件以内
- ⑥ 上記以外 年間 298 件以内

(四) 定期健康診断の有所見率を50%未満とすること。

結果として全産業においては、図 8 のとおり平成 24 年における「死傷者数（休業4日以上）670 件以下」という目標に対し、79 件増の 749 件となり、減少率は目標値の比較基準年である平成 19 年と比して 5.2%であり 15%以上減少させる目標には遠く及ばない状況となった。

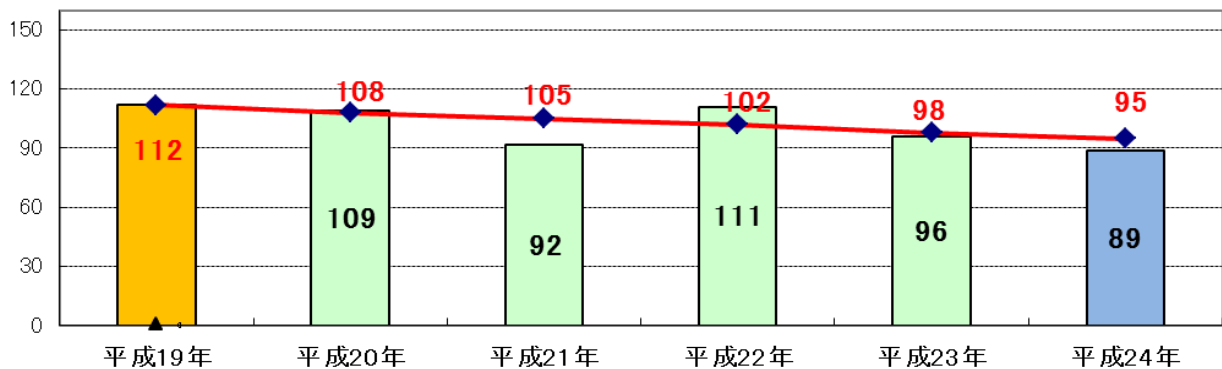


【図8】第 11 次防推進状況 全産業（資料出所：労働者死傷病報告）

以下、重点業種別の状況を列挙する。

ア 製造業における推進結果

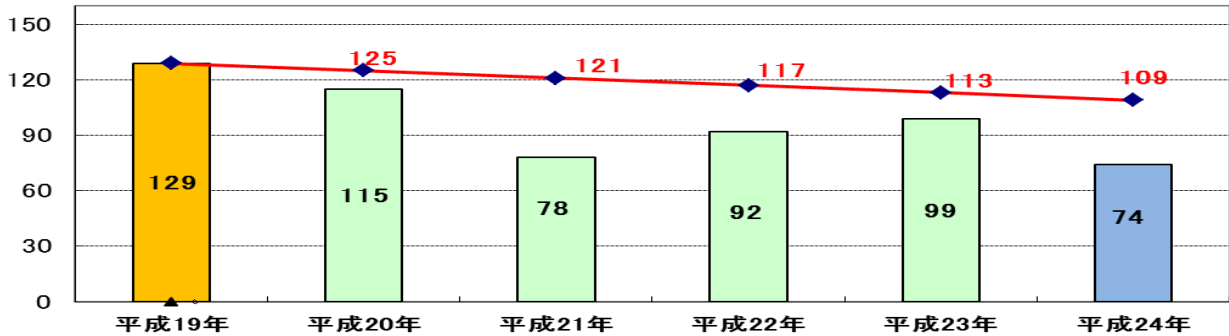
製造業の平成 24 年における「死傷者数（休業4日以上）95 件以下」という目標は図 9 のとおり 目標値を 6 件下回る 89 件となり目標を達成することが出来た。なお、減少率は目標値の比較基準年である平成 19 年と比して 20.5%であった。



【図9】第 11 次防推進状況 製造業（資料出所：労働者死傷病報告）

イ 建設業における推進結果

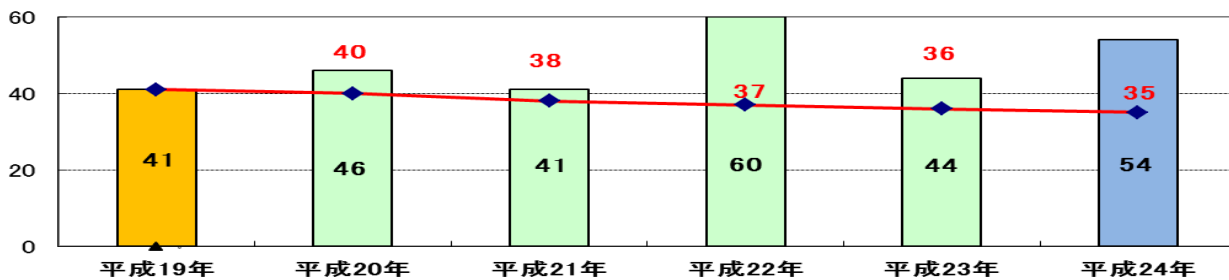
建設業の平成 24 年における「死傷者数（休業 4 日以上）109 件以下」という目標は 10 図のとおり目標値を 35 件下回る 74 件となり目標を達成することが出来た。更に第 11 防期間中の単年ごとの目標についても目標をクリアすることが出来、減少率は目標値の比較基準年である平成 19 年と比して 42.6%と大幅に上回った。



【図 10】第 11 次防推進状況 建設業（資料出所：労働者死傷病報告）

ウ 交通運輸業における推進結果

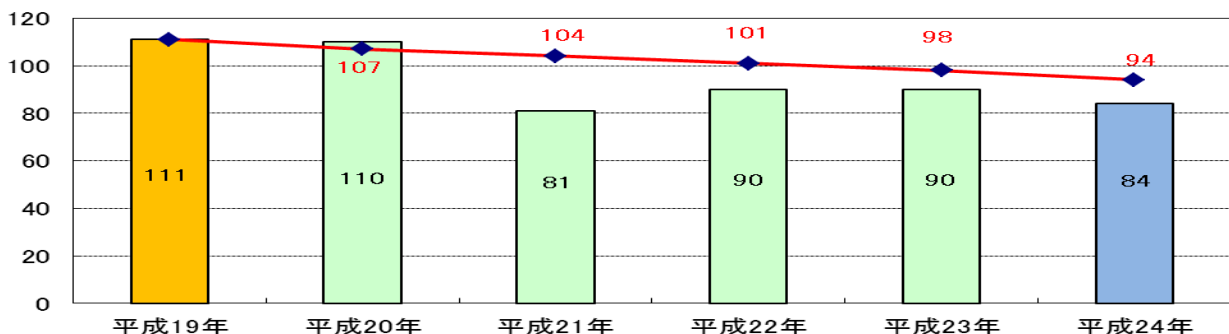
交通運輸業の平成 24 年における「死傷者数（休業 4 日以上）35 件以下」という目標は 11 図のとおり目標値を 19 件上回る 54 件となり、更に第 11 防期間中の単年ごとの目標についても目標をクリアすることが出来ず、平成 19 年と比して 31.7%もの増加に転じ目標値の 15%減を達成することが出来なかった。



【図 11】第 11 次防推進状況 交通運輸業（資料出所：労働者死傷病報告）

エ 陸上貨物取扱運送業における推進結果

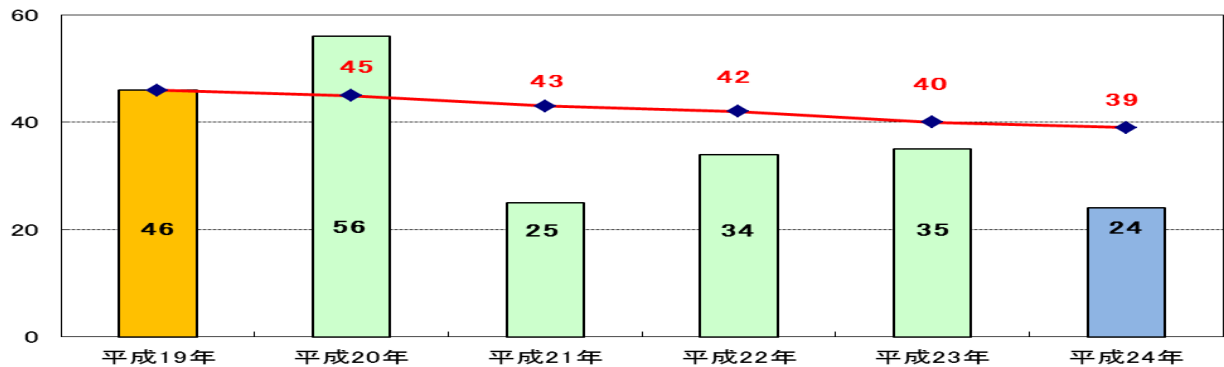
陸上貨物取扱運送業の平成 24 年における「死傷者数（休業 4 日以上）94 件以下」という目標は 12 図のとおり目標値を 10 件下回る 84 件となり、また目標値の比較基準年である平成 19 年と比較した減少率は減少目標の 20%を上回る 24.3%と、目標を達成することが出来た。なお、単年の目標値においても平成 21 年以降の 4 年間に於いて目標を達成した。



【図 12】第 11 次防推進状況 陸上貨物取扱運送業（資料出所：労働者死傷病報告）

オ 港湾運送業における推進結果

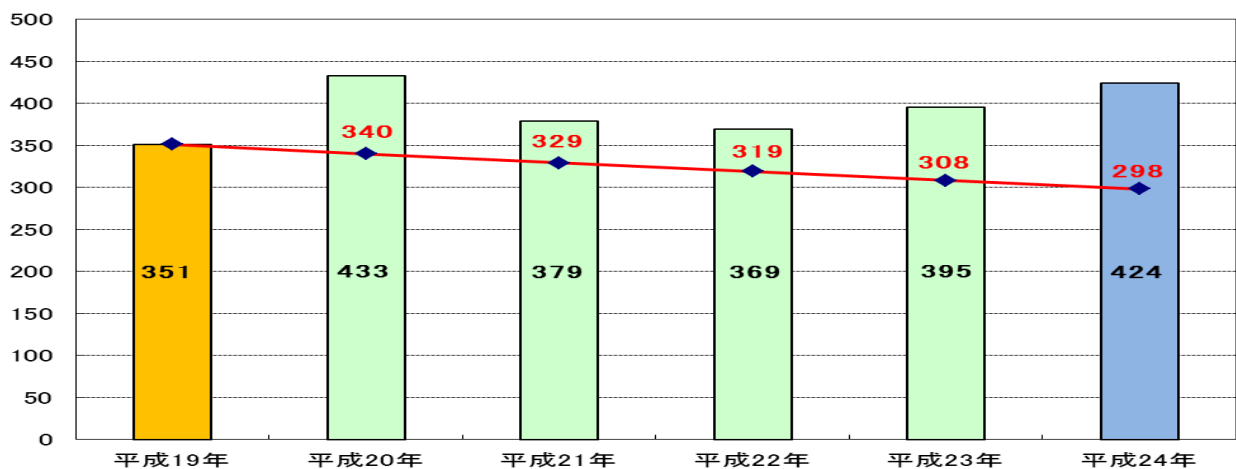
港湾運送業の平成 24 年における「死傷者数(休業 4 日以上)39 件以下」という目標は図 13 のとおり目標値を 15 件下回る 24 件となり、また目標値の比較基準年である平成 19 年と比較した減少率は減少目標の 20%を上回る 47.8%と、目標を達成することが出来た。なお、単年の目標値においても平成 21 年以降の 4 年間に於いて目標を達成した。



【図 13】 第 11 次防推進状況 港湾運送業 (資料出所：労働者死傷病報告)

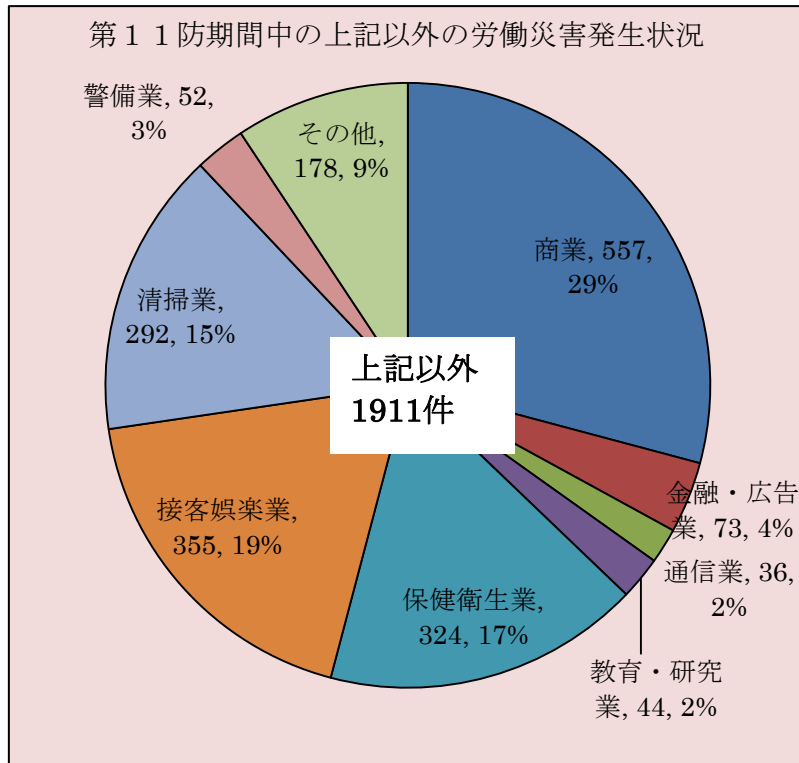
カ 上記以外における推進結果

上記以外(非工業的業種)の平成 24 年における「死傷者数(休業 4 日以上)298 件以下」という目標は図 14 のとおり目標値を 126 件上回る 424 件となり、また、目標値の比較基準年である平成 19 年と比較しても 20.8%の大幅な増加となるなど、目標を達成することが出来なかった。



【図 14】 第 11 次防推進状況 上記以外 (資料出所：労働者死傷病報告)

増加した要因としては、上記以外(非工業的業種)の第 1 次防期間中における総死傷者数(休業 4 日以上)1911 件の業種別内訳を見ると図 14 のとおり商業が 557 件と全体の 29%を占めており、次いで接客娯楽業の 355 件(19%)、保健衛生業 324 件(17%)、清掃業 292 件(15%)の順であり、この 4 業種で上記以外全体の 80%を占める状況となった。

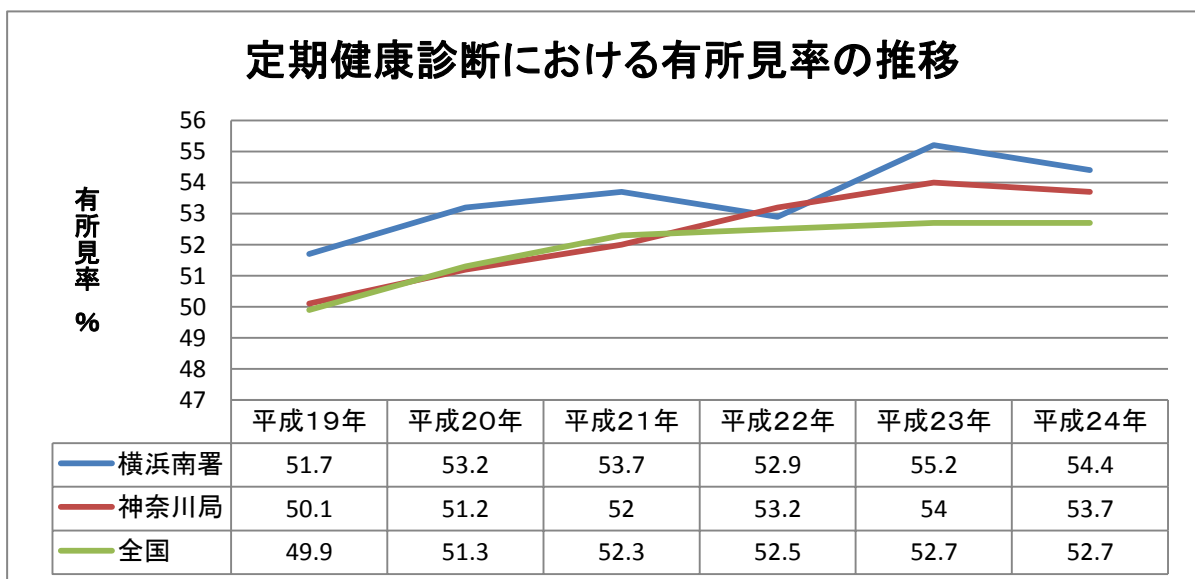


【図14】第11次防推進状況 上記以外（資料出所：労働者死傷病報告）

キ 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組結果

第11次防の目標である「定期健康診断の有所見率を50%未満とすること」については図18のとおり達成することはできなかった。

当署管内における第11次防止期間中の有所見率の推移を見ると、当該計画の比較基準年である平成19年の定期健康診断結果における有所見率は51.7%と神奈川及び全国の平均より2%近く高い状況にあり、第11次防の期間に入ってからもある見率が年々増加する中、平成22年は一度減少に転じ神奈川局の平均を下回ったものの、その後増加に転じたことで、計画期間の最終年の平成24年は54.4%と2.7%上昇する結果となった。この数値は神奈川の53.7%より0.7%、また全国平均の52.7%より1.7%高い結果であった。



【図18】第11次防期間中の定期健康診断における有所見率の推移（資料出所：定期健康診断実施結果報告）

このような状況から、第11次防期間中に、平成23年度から2カ年計画を策定して、有所見率が高い特定の事業場への要請、個別指導等における周知啓発、業界団体への要請等を行ったが、有所見率の改善には至っておらず、今後も継続した取組が必要と考えられる。

(3) 県内の就業構造の変化と労働災害

ア 業種別就業人口・構成比の変化

神奈川県調査（平成23年「毎月勤労統計調査地方調査」）によれば、県内常用労働者の業種別構成比は平成19年から平成23年の間、製造業及び建設業については年々構成比が減少傾向状況にあり、これに対して卸売業・小売業、医療・福祉業においては構成比が増加している。

また、総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」、同「平成21年経済センサス」によれば、平成18年と平成21年の対比状況が、平成18年に比して平成21年は建設業、道路貨物運送業、社会福祉施設において就業人口が増加しており、特に社会福祉施設においては約2割増加している。

本調査では平成23年の調査がないため、最新の状況は不明であるが、神奈川県の調査結果から推察するに社会福祉施設の構成比はさらに増加しているものと思われる。

イ 非正規雇用労働者等の増加

神奈川県調査（平成23年「毎月勤労統計調査地方調査」）によれば、神奈川県内産業別常用労働者のうちのパートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の労働時間が短い者又は1週の労働日数が少ない者）比率・入職率・離職率の状況は、神奈川県内においては男性・女性を問わず、パートタイム比率が年々増加しており、特に女性は6割近くに達している。全国平均に比しても常に高い状況が続いている。

平成23年のパートタイム比率を業種別にみると、「調査産業計」の値を大幅に超えている業種は「卸売業・小売業」、「医療・福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」、「食料品・たばこ」となっている。

入職率・離職率を見ても、「宿泊業・飲食サービス業」は「調査産業計」の値を大幅に超えている。

ウ 少子高齢化の影響

総務省統計局「国勢調査」による神奈川県内年齢別就業者数（比率）の平成17年と平成22年の状況は、全産業及び主要業種ともこの5年間で29歳以下の構成比が減少、30～39歳が横ばい、40～49歳が増加、50～59歳が減少、60歳以上が増加という状況にある。その結果、50歳以上についてはこの5年間での変化はあまり見られないが、「医療・福祉」に関しては、60歳以上で構成比が増加している。

平成17年と平成22年の年齢別労働災害発生状況は、50歳以上の労働者の被災する割合が「全産業」「建設業」「保健衛生業」で平成17年、平成22年とも40%を超えている。一方、「運輸交通業」「商業」「接客娯楽業」においては平成17年、平成22年とも35%前後と、「全産業」の平均より低い値となっている。

以上により、神奈川県内においては、ここ近年で急速に少子高齢化の影響が出てきたとまでは言えないが、60歳以上の就業人口に関してはこの5年間でどの業種においても増加していることがいえる。

3 重点施策

以上の労働災害発生状況、第11次防期間中の取組の評価、就業構造の変化等を踏まえ、第12次防においては、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の強化
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

次項以下、各重点施策の具体的対策について示す。

4 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

前記の労働災害発生状況等を踏まえ、第12次防における重点対策として下記の各対策を推進していくこととする。

なお、(1)から(4)の各重点施策については、別紙1において、各重点対策の課題、目標及び具体的対策を示すこととする。

(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策

- ア 小売業（第三次産業）
- イ 社会福祉施設（第三次産業）
- ウ 飲食店（第三次産業）
- エ 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）
- オ 食料品製造業

の各業種に対する災害防止対策を推進する。

(2) 重篤災害が多発している業種対策

- ア 建設業
- イ 製造業
- ウ 港湾運送業

に対する災害防止対策を推進する。

(3) 健康確保・職業性疾病対策

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 化学物質対策
- エ 腰痛予防対策
- オ 熱中症対策
- カ 受動喫煙防止対策
- キ 粉じん障害防止対策

の各対策を推進する。

(4) 業種を問わず、広く周知・広報・指導等の取組が必要な対策

- ア リスクアセスメントの普及促進
- イ 高年齢労働者対策
- ウ 非正規雇用労働者対策

5 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の強化

(1) 課題

これまでも各労働災害防止団体、横浜市・横浜市5区（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）との連携を図り、災害防止対策・健康確保対策に関して連携を図ってきたところであるが、第12次防期間中においては、特に第三次産業等の災害防止対策に関連してこれまで連携が十分でなかった団体等との連携を強化し、集団指導や自主点検の実施、法令改正・ガイドライン策定・リーフレット作成等の周知・普及・PR等（以下「各種行政活動」という。）等が容易に

可能となるような体制づくりが必要である。

また、墜落・転落災害、機械災害のみならず、転倒災害、腰痛災害等の増加に対応し、専門家の活用を図り、企業内での人材育成に悩む事業場に対する各種対策の普及を促進する必要がある。

(2) 具体的対策

ア 関係行政機関との連携・協働のために（署・行政機関）（「具体的対策」の各項目の後の括弧内は、実施主体を表す。以下同じ。）

国、神奈川県、横浜市における「安全」「健康」担当部署、重点業種所掌部署と恒常的に連携を図れる体制を構築し、相互に説明会、集団指導等の場での行政活動を継続できるようにする。

イ 専門家との連携・協働のために（関係団体）

安全衛生の専門機関及び専門家の意見を参考として重点業種の災害防止対策のより効果的な推進を図る。

ウ 労働災害防止団体との連携・協働のために（署・労働災害防止団体）

県内の各労働災害防止団体、及びその支部・分会との連携を強化し、行政活動の各会員事業場への迅速な普及・展開を図れるようにするとともに、会員以外の同業者へのPR活動についてもこれまで以上に強化を図る。

エ 業界団体との連携・協働のために（署・関係団体）

各地区建設業協会、各地区工業組合等のほか、これまで恒常的な連携が行われていなかった、商工会議所、商工会、各同業者組合等の組織との恒常的な連携を図れるよう、局署で窓口となる事務局・代表企業に対する働きかけを行い、各種行政活動の展開が容易となるような体制を構築する。

オ 産業保健機関等との連携・協働のために（署・関係団体）

神奈川産業保健総合支援センター、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター、労災病院勤労者予防医療センター等との連携を強化し、横浜市及び5区の健康確保対策部署を交えた産業保健活動の効果的な展開を行う。

6 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

(1) 課題

東日本大震災を契機として「安全文化の必要性」を日本国民全体で再認識させられたものの、今なお、労働者の安全・健康の確保対策を企業内の「安全衛生部署」、「安全衛生担当者」に任せきりになっている事業場も存在する。

すべての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するためには、事業場の安全衛生部署にとどまらず、経営トップや労働者一人一人、ひいては国民全体に働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高めることが必要である。

(2) 具体的対策

ア 経営トップに対する働きかけによる、安全・健康意識の高揚（署・労働災害防止団体）

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を利用して安全衛生に関する意識付けを行う。

イ 地域・職域との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚（署・各区）

これまでの労働災害防止団体、事業者団体、事業者等への行政の展開のみに止まらず、地方公共団体等との連携を図る。

7 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

(1) 課題

近年の労働災害発生状況をかんがみると、労働災害防止のためには事業者の取組だけでは不十分であり、建設工事、製造業における発注者、陸上貨物運送事業における荷主、機械の製造者等の労働災害防止に対する理解、配慮が不可欠であり、これら発注者、荷主等への行政の働きかけを強化する必要がある。

(2) 具体的対策

ア 建設工事発注者に対する要請（署）

毎年開催している発注機関連絡協議会等において、発注条件（経費、工期等）における安全衛生に対する十分な配慮を要請するほか、災害事例、労働災害防止対策の共有化、法令改正、ガイドライン策定等に係る迅速な周知・水平展開が行えるよう、その活動を充実させる。

また、今後、民間建築物の補修・修繕工事の増加が予想されることから、民間マンション等の管理代行会社等への労働災害防止に関する情報の提供、協力要請も検討していくこととする。

イ 製造業の発注者に対する要請（署）

（公社）神奈川労務安全衛生協会横浜南支部や横浜市金沢団地協同組合、（一社）横浜金沢産業連絡協議会等の関係団体の総会及び役員会等において、発注条件（経費、工期等）における安全衛生に対する十分な配慮を要請するほか、災害事例、労働災害防止対策の共有化、法令改正、ガイドライン策定等に係る迅速な周知・水平展開が行えるよう、その活動を充実させる。

特に、建築物等の解体、改修工事や化学プラントの定修工事において、石綿の使用の有無について情報提供を行うとともに発注条件（経費、工期等）における安全衛生に対する十分な配慮を要請する。

ウ 荷主による取組の促進（署・労働災害防止団体）

構内に荷の取扱設備を有する製造業、大手商業施設等に対して、自社のみならず、運送事業者、貨物取扱事業者等の労働災害防止に向けた配慮・取組を促進する。

そのために、これら製造業、商業の事業者によって組織される既存の事業者団体等を活用する。

エ 機械の本質安全化の促進（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

労働現場で使用される機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する本質安全化措置の啓発・指導を強化する。

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

1 重点対策における目標設定について

各重点対策ごとに下表のとおり、具体的目標を定めることとする。

業種別	減少目標値		
	業種	死傷者数 (休業4日以上)	死亡災害
災害 防止 対策	全業種	15%以上	5人以内
	小売業	20%以上	設定しない
	社会福祉施設	10%以上	
	飲食店	20%以上	
	陸上貨物運送事業	10%以上	
	食料品製造業	15%以上	
	建設業	15%以上	2人以内
	製造業	15%以上	1人以内
	港湾運送業	設定しない	0人
メンタルヘルス対策	メンタルヘルス計画の策定を推進するとともに、取組方法の分からない事業場への支援を行う		
過重労働による健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する		
化学物質対策	平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場への化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする		
腰痛予防対策	腰痛による業務上疾病数を10%以上減少		
熱中症対策	平成29年の熱中症による死傷者数を、0件とする		

全業種における件数、各年次ごとの数値目標については下表のとおりである。

【目標】

平成24年と比較して、平成29年までに全業種における

- ① 労働災害による死亡者の数を5人以内とさせる。
- ② 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（全業種 件数）						
	平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
死	8	7	6	5	5	5
亡	対前年減少率	-12.5%	-14.3%	-16.7%	0%	0%
休	749	724	700	677	655	635
業	対前年減少率	-3.3%	-3.3%	-3.3%	-3.2%	-3.1%

2 重点対策ごとの課題と具体的取組

(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策

ア 小売業対策（第三次産業対策）

(ア) 課題

小売業における第11次防期間の労働災害件数は減少傾向になく、目標達成に至っていない。

第11次防期間中における休業4日以上災害の型を見ると「転倒」が147件と最も多く全体の31.8%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」の70件(15.26%)、「交通事故」の56件(12.1%)、「墜落・転落」(階段・脚立・踏み台等を起因物としたもの)の50件(10.8%)といった、いわゆる「行動災害」といわれる災害が中心であることも減少傾向に転じない要因と考えられるが、近年は食品加工機械等の導入による機械化によって「切れ・こすれ」や「はさまれ・巻き込まれ」が多発していることも一因と考えられる。

(イ) 目標

【 目標 】

平成24年と比較して、平成29年までに小売業における労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（小売業 件数）					
平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
109	104	99	95	91	87
対前年減少率	-4.6%	-4.8%	-4.0%	-4.2%	-4.4%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

次の事項を重点とした啓発・指導の実施。

- ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
- ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
- ④ バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）
- ⑤ 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
- ⑥ 高齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実

- b 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記a①～⑥の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全衛生管理水準の向上。（署）

- c 中災防、関係災防団体、及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実。（署・労働災害防止団体）

- d 小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導（署）

イ 社会福祉施設対策（第三次産業対策）

（ア） 課題

社会福祉施設における第 11 次防期間の労働災害件数は減少傾向になく、目標達成に至っていない。

第 11 次防期間中における休業 4 日以上 の災害の型を見ると「動作の反動・無理な動作（腰痛）」が 105 件と最も多く全体の 38.2%を占めており、この傾向は神奈川県全体の 37.2%より大きい。次いで「転倒」の 72 件（26.2%）となっており、行動災害による労働災害の発生する率が非常に高い状況である。

年齢別に見ると、50 歳以上の高年齢労働者が 43.3%を占めており、高年齢労働者対策が必要な業種である。

（イ） 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設における労働災害による休業 4 日以上 の死傷者の数を 10%以上減少させる。

（当業種の就業者人口の増加を考慮して「10%」にとどめたものである。）

各年ごとの具体的な数値目標（社会福祉施設 件数）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
47	46	45	44	43	42
対前年減少率	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.3%	-2.3%

（ウ） 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 対象事業場に対する、次の事項を重点とした啓発・指導の実施。（指導・啓発：署、実施：事業者）
 - ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
 - ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
 - ④ 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
 - ⑤ 高年齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実
- b 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記 a ①～⑤の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全衛生管理水準の向上。（署）
- c 横浜市と連携を図り、次の事項を重点とした取組を強化する。（署・行政機関）
 - ① 研修会説明会等対象事業場に対する指導・啓発の機会を増やす。
 - ② 新規事業場の把握を定期的に行い、新規事業場に対して早期に指導・啓発の機会を設ける。
- d 関係災防団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実。（署・労働災害防止団体）
- e 上記 a～c の機会をとらえた「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年度改正予定）の周知。（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

ウ 飲食店対策（第三次産業対策）

（ア） 課題

飲食店における第 11 次防期間の労働災害件数は増加傾向にあり、目標達成に至っていない。

飲食店の第 11 次防期間中における休業 4 日以上の特徴の型を見ると及び「転倒」が 56 件と最も多く全体の 24.6%を占めており、次いで「切れ、こすれ」の 47 件（20.6%）「高温、低温の物との接触」の 45 件（19.7%）といずれも行動災害であり、行動災害による労働災害の発生する率が非常に高い状況にある。

また、飲食店による災害の特色としては、19 歳以下の若年齢労働者による災害が多発していることが挙げられ、平成 24 年では全体に占める割合が 2.7%に対し飲食店は 14.3%と非常に高い状況であった。

（イ） 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに飲食店における労働災害による休業 4 日以上の特徴の数を 20%以上減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（飲食店 件数）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
74	70	67	64	61	59
対前年減少率	-5.4%	-4.3%	-4.5%	-4.7%	-3.3%

（ウ） 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 多店舗展開企業を重点とした取組（指導・啓発：署、実施：事業者）
次の事項を重点とした啓発・指導の実施。
 - ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
 - ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
 - ④ バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）
 - ⑤ 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
 - ⑥ 「飲食店における労働災害防止対策にかかる好事例集（仮称）」（中災防作成予定）の活用
 - ⑦ 受動喫煙防止対策の推進
- b 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記 a ①～⑦の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全衛生管理水準の向上。（署）
- c 関係災防団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会を充実。（署・労働災害防止団体）
- d 小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導（署）

エ 陸上貨物運送事業対策

(ア) 課題

第11次防期間中の労働災害発生状況については、増減を繰り返すも減少傾向にあり、最終年である平成24年の発生状況は88件と、比較基準年である平成19年と比較すると18%の減少となった。

事故の型別でみると、「墜落・転落」が100件と最も多く、全体の22.0%を占め、次いで「転倒」の80件(17.6%)、「動作の反動・無理な動作」の75件(16.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」の48件(10.5%)の順となっている。

「墜落・転落」の割合が高いことから、今後も「荷主」に対する指導を含めた「荷積み・荷降ろし」場所での設備改善等、墜落・転落の防止対策に加え、「転倒災害防止」、「腰痛防止対策」も必要な業種である。

(イ) 目標

【 目標 】

平成24年と比較して、平成29年までに陸上貨物運送事業における労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（陸上貨物運送事業 件数）

平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
84	82	80	78	76	75
対前年減少率	-2.4%	-2.4%	-2.5%	-2.6%	-1.3%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部横浜南分会との連携を強化し、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及を促進する。

- b トラック運転手に対する荷台からの墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導を強化する。（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

この際、荷役作業の「作業手順書」の作成支援を行い、当該作業手順書に従った作業の徹底を指導する。

- c 経営トップの理解、安全衛生管理体制の整備により、作業現場の実態把握を徹底し、必要な場合には荷主に対する要請を行える体制を充実するよう指導する。（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

- d 荷主による取組の促進（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

オ 食料品製造業対策

(ア) 課題

第11次防期間中の労働災害発生状況については、増減を繰り返すも減少傾向にあり、

最終年である平成 24 年の発生状況は 26 件と、比較基準年である平成 19 年と比較すると 27.8%の減少となった。

また食料品製造業は、製造業における災害件数のうちで占める割合が最も高く、平成 24 年は 29.2%であった。

第 11 次防期間中における事故の型別では、「切れ・こすれ」が 55 件と最も多く全体の 33.1%を占め、次いで「転倒」の 37 件（22.3%）、「はさまれ・巻き込まれ」の 30 件（18.1%）の順となっており、いずれも食料品製造業特有の事故の型である。

特に、食料品製造業の機械化が進む中、手指の「切れ・こすれ」「はさまれ・巻き込まれ」など重篤な災害に繋がるのが危惧され、次年度以降も重点対象として取上げるべき業種である。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに食料品製造業における労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 15%以上減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（食料品製造業 件数）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
26	25	24	23	22	22
対前年減少率	-3.8%	-4.0%	-4.2%	-4.3%	0%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- b 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施の指導（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- c 食品加工用機械の災害防止対策の推進（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- d 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する、切れ・こすれ災害防止、転倒災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- e 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の促進による労働者の危険感受性を高める等の意識改善（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- f 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記 a～e の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全衛生管理水準の向上（署）
- g 小零細事業場に対する集団（組合等）をとらえた啓発・指導（署）

(2) 重篤災害多発業種対策

ア 建設業対策

(ア) 課題

平成 24 年における「死傷者数（休業 4 日以上）109 件以下」という第 11 次防の目標

を達成し、減少率は目標値の15%を上回る33.9%であった。

しかしながら、計画期間中の死亡災害は15件と年間平均で3件発生しており、最終年の平成24年においても4件発生するなど、死亡災害の多発化が懸念される。

第11次防期間中における事故の型別では「墜落・転落」によるものが149件と最も多く全体の33.8%を占め、次いで「転倒」の53件(12.0%)、「飛来・落下」の48件(10.4%)の順であり、重篤な災害に繋がる災害が依然として高い状況にある。

以上のような状況から、建設業における災害は減少傾向にはあるものの、死亡災害は依然として毎年発生しており、重篤災害の発生しやすい業種として今後も重点業種とすべきであり、また、「墜落災害」の防止対策の継続的な実施が不可欠である。

(イ) 目標

【 目 標 】
 平成24年と比較して、平成29年までに**建設業**における

① 労働災害による死亡者の数を1人以内とさせる。
 ② 労働災害による休業4日以上^の死傷者の数を**15%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（建設業 件数）						
	平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
死 亡	4	3	2	2	2	2
	対前年減少率	-25.0%	-33.3%	0%	0%	0%
休 業	74	71	68	66	64	62
	対前年減少率	-4.1%	-4.2%	-2.9%	-3.0%	-3.1%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 墜落・転落災害防止対策の徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
 - ① リスクアセスメントの実施の徹底による墜落・転落災害防止対策の見直し・徹底
 - ② 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」に基づく措置、特に「より安全な措置」の採用についての普及・指導の強化
 - ③ 2丁掛け安全带・ハーネス型安全带の普及促進
- b 「重機災害」、崩壊・倒壊災害防止対策の徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- c 解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化（署）

今後増加が予想される解体工事、修繕工事についての現場把握を徹底し、指導を強化する。特に、墜落・転落災害防止、アスベストばく露防止についての指導を徹底する。
- d 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- e 雇入時教育、新規入場時教育等の徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による若年労働者や新規入場者等、特に経験の浅い労働者に対する意識改善（指導・啓発：

署・労働災害防止団体、実施：事業者)。

f 建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防支部」という）・横浜南分会との連携の強化（署・労働災害防止団体）

- ① 災害急増時や自然災害（台風、大雨、酷暑等）の発生が予想される時期に、「署⇒分会⇒会員事業場」の連絡（指導、要請等）が迅速に行われるよう、連携を強化する。
- ② 行政を補完する意味での建災防支部による講習会、パトロールの実施を継続する。
- ③ 県外事業者、非会員事業者に対する指導、啓発について署・建災防支部横浜南分会が連携を図って実施する。

イ 製造業対策

(ア) 課題

製造業の平成 24 年における「死傷者数（休業4日以上）95 件以下」という目標は図 9 のとおり 目標値を 6 件下回る 89 件となり目標を達成することが出来た。なお、減少率は目標値の比較基準年である平成 19 年と比して 20.5%であった。

しかしながら、死亡災害を見ると墜落災害、機械によるはさまれ巻き込まれ災害、感電災害、爆発災害など、機械設備や装置を原因とする災害が多数発生している。

第 11 次防期間中 5 年間の死亡災害を事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が 101 件と最も多く全体の 20.3%を占め、次いで「転倒」の 94 件（18.9%）、「切れ・こすれ」の 82 件（16.5%）、「墜落・転落」の 48 件（9.7%）の順であり、機械災害を原因としたものの他、「転倒」「墜落・転落」などの行動災害も多発している。

以上により、製造業に対しては、今後も、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」の防止を重点とし、死亡災害等の重篤災害防止対策の強化が必要である。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに**製造業**における

- ① 労働災害による死亡者の数を 1 人以内とさせる。
- ② 労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を **15%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（製造業 件数）						
	平成 24 年 (基準年)	平成 25 年 (1 年目)	平成 26 年 (2 年目)	平成 27 年 (3 年目)	平成 28 年 (4 年目)	平成 29 年 (最終年)
死 亡	2	1	1	1	1	1
	対前年減少率	-50%	0	0	0	0
休 業	89	86	83	80	77	75
	対前年減少率	-3.4%	-3.5%	-3.6%	-3.8%	-2.6%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a リスクアセスメントの実施の促進等機械設備・施設の安全対策の定期的見直し、及び改善による管理体制の整備の促進（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- b 死亡災害や障害の残る災害につながるやすい「はさまれ・巻き込まれ」害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底（指導・啓発：署・労働災

害防止団体、実施：事業者)

- c 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- d （公社）神奈川労務安全衛生協会横浜南支部や神奈川工業会、横浜南工業会等の関係団体との連携強化による法改正、ガイドラインの策定等についての迅速な広報・普及・啓発を行う体制の強化（署・労働災害防止団体）

ウ 港湾運送業対策

(ア) 課題

港湾運送業の平成 24 年における「死傷者数(休業 4 日以上)39 件以下」という目標は図 13 のとおり目標値を 15 件下回る 24 件となり、また目標値の比較基準年である平成 19 年と比較した減少率は減少目標の 20%を上回る 47.8%と、目標を達成することが出来た。なお、単年の目標値においても平成 21 年以降の 4 年間に於いて目標を達成した。

しかしながら、死亡災害を見ると平成 20 年及び 21 年にそれぞれ 3 件、23 年に 2 件と第 11 次防期間中 5 年間に 8 件発生しており、また、第 11 次防期間中 5 年間の死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が 5 件と最も多く全体の 62.5%を占め、次いで「はさまれ・巻き込まれ」「飛来・落下」「おぼれ」によるものがそれぞれ 1 件発生している。

以上により、港湾運送業に対しては、死亡災害の発生率が高いことから、今後も「墜落・転落」の防止を重点とし、死亡災害等の重篤災害防止対策の強化が必要である。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに港湾運送業における労働災害による死亡者の数を 0 人以内とさせる。

各年ごとの具体的数値目標（港湾運送業 件数）						
	平成 24 年 (基準年)	平成 25 年 (1 年目)	平成 26 年 (2 年目)	平成 27 年 (3 年目)	平成 28 年 (4 年目)	平成 29 年 (最終年)
休	0	0	0	0	0	0
業	対前年減少率	0%	0%	0%	0%	0%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a リスクアセスメントの実施の促進等機械設備・施設の安全対策の定期的見直し、及び改善による管理体制の整備の促進（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- b 死亡災害につながりやすい「墜落・転落」災害の防止を重点とした、高所作業における作業床の確保及び安全帯の使用の徹底（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- c 港湾貨物運送事業労働災害防止協会との連携を強化し、合同によるパトロールを継続実施する。（実施：署・労働災害防止団体）
- d 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

(3) 健康確保・職業性疾病対策

ア 労働衛生の現状と今後の課題

精神障害の労災請求事案は、年々増加し、脳・心臓疾患の労災請求事案についても高止まりの状況にあることから、メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策については、引き続き最重点対策として継続する必要がある。

メンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく事業場の取組を推進し、特に事業場における心の健康づくり計画の策定を促すとともに職場改善の取組を推進する必要がある。

また、過重労働対策については、労働時間の適正な把握、時間外労働の削減及び長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施による健康確保対策の徹底を図る必要がある。

さらに、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

印刷業での胆管がんの集団発生を契機に化学物質による職業がんの防止対策が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を防止するための対策が重要な課題となっている。

加えて、業務上疾病の約7割が腰痛であり、発生件数の多い社会福祉施設、陸上貨物運送事業及び小売業を重点対策とした取組が必要となっている。

さらに、熱中症及び化学物質との接触等による重篤な労働災害が発生していることから、職業性疾病防止対策の強化が課題となっている。

イ メンタルヘルス対策

(ア) 課題

平成22年度までは事業場に対して「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知指導を行ってきたところであるが、事業場の取組状況に応じたより計画的、具体的な取組を推進するため、平成23年度以降については、特に心の健康づくり計画の策定に特化した指導を行った。

その結果、平成25年3月末現在で調査指導した805事業場のうち、心の健康づくり計画を策定した事業場数は192事業場であり、策定率は23.9%と神奈川労働局全体の21.0%を上回る結果となったところであるが、労働者数50名未満の規模の事業場では策定率が14.9%と低いため、策定率を向上させるため今後も継続して指導を行う必要がある。

また、メンタルヘルス対策支援センター（※1）及び地域産業保健センター（※2）との連携を図り、事業場における取組をさらに推進する必要がある。

※1 メンタルヘルス対策支援センター

職場のメンタルヘルスの予防から職場復帰支援までの相談やアドバイスを行う機関

※2 地域産業保健センター

労働者50人未満の事業場を対象に、各種産業保健サービスを提供する機関

(イ) 目標

【 目 標 】
メンタルヘルス計画の策定を推進するとともに、取組方策の分からない事業場への支援を行う

(ウ) 具体的対策

a 中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図り、心の健康づくり計画の策定等を推進するとともに地域産業保健センター及びメンタルヘルス対策支援センターの利用促進により中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進する。

また、メンタルヘルス対策に取り組む小規模事業場に対し各種支援事業の活用を推進する。

b 職場のストレス要因の把握及び職場の改善

労働者のストレスへの気づきを促し、セルフケアを推進するためストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

メンタルヘルス不調を予防するため、職場のストレス要因を把握し職場環境の改善・快適化を推進する。

また、パワーハラスメントによるメンタルヘルス不調を予防するため、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考にするとともに、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した取組を推進する。

c 職場復帰支援の取組の推進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰を容易に取り組むことができるよう、職場復帰支援に係る事例集及びモデルプログラムを周知する。

d 事業場外資源の活用

50人未満の事業場を対象とした地域産業保健センターの相談窓口や労災病院の心の電話相談等を活用することにより、事業場における相談体制の整備を図るとともに、メンタルヘルス対策支援センターを活用した事業場内の体制整備や職場復帰支援体制の整備を推進する。

また、事業場外資源からの各種情報の提供や助言を活用した取組を推進する。

e 関係団体等の連携及び情報の共有化

関係団体連絡会議を開催し、関係団体との連携及び情報の共有化を行う。

また、神奈川労務安全衛生協会横浜南支部の産業保健専門委員会を活用し、関係団体及び横浜市各区役所福祉保健課との地域職域連携及び情報の共有化を図る。

【表2】 心の健康づくり計画策定状況（業種別・規模別）

平成25年3月末現在

業種	規模50人未満			規模50人以上			規模計		
	事業場数	策定済	策定率	事業場数	策定済	策定率	事業場数	策定済	策定率
製造業	120	14	11.7%	37	16	13.1%	157	30	19.1%
建設業	7	1	14.3%	7	3	33.3%	14	4	28.6%
運輸・交通業	61	7	11.5%	43	15	15.6%	104	22	21.2%
商業	102	10	9.8%	51	24	17.1%	153	34	22.2%
その他	226	35	15.5%	151	67	24.5%	377	102	27.1%
合計	516	67	12.8%	289	125	42.1%	805	192	23.9%

※平成23年度以降監督・個別指導及び自主点検等により確認、指導を行った事業場数

ウ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 課題

労働時間の適正な把握及び時間外労働の削減、ワークライフバランス、労働時間設定改善等の取組のほか、時間外労働協定の適正化のための指導を実施するとともに、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者（以下「長時間労働者」という。）に対する医師による面接指導等の健康確保対策の徹底について指導を行った。

しかしながら、健康確保対策が徹底されていない事業場が現在もなお存在する状況にある。

今後も長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理対策の徹底を図り、疲労回復のための十分な睡眠時間が確保できるように長時間労働を排除するための指導を行う必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】

長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する

(ウ) 具体的対策

- a 労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
時間外労働協定の適正化、労働時間等の設定改善等の取組を推進し長時間労働を抑制するとともに、定期健康診断の事後措置、保健指導を適切に実施する。
- b 長時間労働者に対する面接指導等の健康管理の徹底
長時間労働者に対する医師による面接指導を確実に実施する。
また、労働者数 50 人未満の事業場においては、地域産業保健センターの活用を積極的に推進する。
- c 衛生委員会等における調査審議により健康管理の徹底
衛生委員会等の活性化を図り、長時間労働による健康障害防止を図るための対策の樹立等について調査審議の徹底を推進する。

エ 化学物質対策

(ア) 課題

当署管内において有機溶剤又は特定化学物質のいずれかを取り扱っている事業場は、182 事業場あるが、その内化学物質リスクアセスメントを実施している事業場は 26 事業場と化学物質取扱い事業場全体の僅か 14.3%程度であり、神奈川労働局内の平均値である 18.2%を下回る低い数値であり、管内の化学物質を取り扱う事業場において、化学物質リスクアセスメントの導入が大変遅れている状況にある。

さらに印刷業以外の業種に対しても、化学物質の有害性に応じた適切なかば露防止対策が急務となっており、また、化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施をこれまで以上に推進する必要がある。

特に、化学物質を製造する事業場をはじめとして、流通段階の各事業場から SDS が確実に交付されるよう周知、徹底を図る必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】						
平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場の割合を50%以上とする						
各年ごとの具体的数値目標（化学物質 件数）						
	平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
事業 場数	26	39	52	65	78	91
	対前年増加率	50.0%	33.3%	25.0%	20.0%	16.7%

(ウ) 具体的対策

- a 危険有害性の表示、安全データシート(SDS)の交付制度の普及促進
危険有害性のある化学物質を譲渡する場合は、危険有害性の表示、SDSの交付による危険有害性情報の伝達が確実に行われるよう周知、指導する。
また、化学物質を取り扱う事業場においては、SDSを作業場に掲示する等により労働者に周知する。
- b 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施の推進
危険有害性情報を活用したリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置の検討及び実施を推進する。
- c 作業環境管理の徹底及び改善
労働安全衛生法に基づく作業環境測定を適正に実施するとともに、測定結果に基づく評価と事後措置を徹底し、職場環境の改善を推進する。

オ 腰痛予防対策

(ア) 課題

第11次防期間中における腰痛による休業4日以上 の総件数は219件と、年間40件程度の発生となっており、職業性疾病発生件数の51.9%を占めている。

腰痛は多くの業種で見られるが、「社会福祉施設」が60件と最も多く腰痛全体の27.4%を占め、次いで「小売業」の35件(16.0%)、「陸上貨物運送事業」の26件(11.9%)の順であり、当該業種が第12次防の重点業種となった一因でもある。

また、腰痛は様々な要因が重なり合って発生しているため、今後においても、作業管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行い、腰痛を予防することが必要である。

(イ) 目標

【 目 標 】						
平成29年の腰痛による休業4日以上 の業務上疾病者数を、平成24年と比較して10%以上減少させる						
各年ごとの具体的数値目標（業務上疾病 件数）						
	平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
休 業	32	31	30	29	28	28
	対前年減少率	-3.1%	-3.2%	-3.3%	-3.4%	0%

(ウ) 具体的対策

a 「職場における腰痛予防対策指針」の周知

平成 25 年度に改正予定の「職場における腰痛予防対策指針」について、腰痛の発生が多い社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に周知徹底を行う。

b 作業方法の改善

介護機器等の導入による負担軽減、重量物の取扱方法及び作業姿勢の改善等により予防対策を推進する。

c 腰痛予防教育の徹底

腰痛の発生が多い社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、労働安全衛生法に定める雇入時教育に併せて腰痛予防対策を実施するとともに、配置転換時等においても必要に応じて腰痛予防対策に係る教育の充実を図る。

なお、社会福祉施設については、横浜市と連携を図り研修会を実施するとともに、介護福祉機器の導入等により腰痛防止対策を実施するモデル事業場の事例を周知広報する。

カ 熱中症対策

(ア) 課題

熱中症による休業 4 日以上労働災害は、平成 20 年から平成 24 年までに 5 件発生し、このうち建設業によるものが 3 件と最も多く全体の 60%を占め、その他社会福祉施設及び陸上貨物取扱業のそれぞれ 1 件であったが、死亡災害は発生していない。

熱中症による労働災害発生件数は、夏季の猛暑日が多い年は発生件数も多いなど、夏季の気象状況により発生件数が変動しているところであり、今後も熱中症に対する正しい知識と早期の注意喚起が重要である。また、WBGT を活用した適切な作業管理、労働者の体調管理及び熱中症発生時の迅速な救急措置の実施等により、熱中症発生及び重症化の防止を図ってきたところであるが、依然として熱中症の発生もみられることから、今後も継続して指導を実施する必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 29 年の熱中症による死傷者数を、0 件以内とする

各年ごとの具体的数値目標（熱中症 件数）						
	平成 24 年 (基準年)	平成 25 年 (1 年目)	平成 26 年 (2 年目)	平成 27 年 (3 年目)	平成 28 年 (4 年目)	平成 29 年 (最終年)
休	1	0	0	0	0	0
業	対前年減少率	-100%	0%	0%	0%	0%

(ウ) 具体的対策

a 早期警戒及び適切な作業計画について

夏季の建設業等においては、熱中症対策を早期に取り組むとともに、無理のない作業計画の策定及び労働者に対する教育の実施により予防対策の徹底を行う。

b 作業管理について

WBGT 値を活用した適切な作業管理、作業環境管理を徹底する。

c 健康管理について

熱中症の発症と関係が深い健康診断項目の所見に応じた健康管理を行うとともに、熱中症の発症が疑われる場合は、早めの対処を行う等重症化の防止を徹底する。

熱中症の発生状況、予防対策の実施状況等について実態を把握することにより、今後の予防対策及び労働者に対する教育に資することとする。

キ 粉じん障害防止対策

(ア) 課題

平成 20 年度を初年度とする第 7 次粉じん障害防止総合対策 5 か年計画により、アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属研ま作業及びすい道等建設工事を重点とする粉じん作業の適切な作業管理と作業者に対する健康管理を指導した。

しかしながら、じん肺健康診断における有所見者率及び新規有所見者数は減少している一方で、呼吸用保護具の未使用、健康診断の未実施等が認められることから、引き続き、作業環境の改善、健康管理の確保等についての指導が必要である。

(イ) 具体的対策

第 8 次粉じん障害防止総合対策 5 か年に基づき、アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属等の研ま作業及びすい道等建設工事を重点とした粉じん障害防止対策の徹底を図る。

また、労働者に対するじん肺健康診断の実施の徹底及び離職者に対する健康管理手帳制度に基づく健康診断の実施を図る。

ク 受動喫煙の防止対策

(ア) 課題

職場における受動喫煙防止として「職場における喫煙対策のためのガイドライン」により職場の空間分煙対策を中心に推進し、支援制度の周知等を行ってきた。また神奈川県においては、平成 22 年度から受動喫煙防止条例が施行されていることから、受動喫煙の影響についての意識も高まっている。

(イ) 具体的対策

受動喫煙防止対策の必要性についての啓発及び支援制度の周知を図る。

(4) 業種横断的取組

ア リスクアセスメントの普及促進

(ア) 課題

第 11 次防期間中、リスクアセスメントの普及促進のための各種施策に取り組んできたが、平成 25 年 7 月時点で、管内の労働者数 50 人以上規模の事業場のうちリスクアセスメントの取組状況について把握した事業場のうち、製造業で 81.1%、建設業で 79.3%、運輸交通業で 64.7%と神奈川労働局管内における製造業 71.7%、建設業 57.4%、運輸交通業 47.1%をいずれも上回っている状況にあるが、労働災害を撲滅するための最も有効な方法であるリスクアセスメントは、第 12 次防期間においても、引き続き、取組について普及促進を図り、特に、取組みが遅れている第 3 次産業及び中小規模事業場における取組事業場の割合を高めていく必要がある。

(イ) 具体的対策（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

- a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導

入促進

局・署で実施する会議、集団指導、個別事業場に対する指導等あらゆる機会をとらえ、普及促進を図る。

- b 新たに作成される予定である「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」による周知・啓発を行う。
- c マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

イ 高年齢労働者対策

(ア) 課題

神奈川県内においては、近年急速に高齢化が進んでいるとまでは言えない状況であるが、定年延長等を背景として特に60歳以上の就業者数が増加している状況にある。

また、社会福祉施設、製造業といった特定の業種においては、高年齢労働者の割合が高く、身体機能低下に伴うリスクを低減させるため、特に高年齢労働者対策が緊急の課題となっている。

(イ) 具体的対策（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

高年齢労働者の割合の高い職場においては、身体機能低下に伴うリスク増大に対応して、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等設備改善によるリスク低減措置を講ずるほか、記憶力低下、注意力低下に伴うリスク増大に対応して、定期的な安全衛生教育、KYT・TBMの繰返し実施等の措置を講ずるよう啓発・指導を行う。

b 高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施

基礎疾患、体調不良による健康障害リスクの低減のため、労働者自身による健康管理が重要であることから、安全衛生教育等の実施にあたってこの点を配慮した教育を実施するよう啓発・指導を行う。

ウ 非正規雇用労働者対策

(ア) 課題

神奈川県においては、パートタイム労働者等非正規雇用労働者の比率が全国平均に比べて高く、卸・小売業、飲食店、社会福祉施設、食料品製造業等の業種においては5割を超えていることから、非正規雇用労働者に対する安全衛生教育等の実施が重要である。

(イ) 具体的対策

a 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等を対象とした雇入時教育）を指導する（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）

b 災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善（指導・啓発：署・労働災害防止団体、実施：事業者）